



北九州市の 相談支援体制について

三月二十八日（木）十八時三十分からウエルとばた83・84会議室で、北九州市障害福祉団体連絡協議会（障団連）主催の、第二回障団連研修会『北九州市における相談支援体制について』と題して行われました。紙面上、内容の一部を抜粋して紹介します。

「さわやか」から四名が参加しました。

初めに司会の障団連の竹田英樹氏より挨拶があり、研修会に入りました。

今回は、講師に北九州市保健福祉局障害福祉課の坂元光男課長を迎え、「今日は北九州市の相談支援体制についてのご報告をして、その後皆さんのご意見を頂いて今後に反映していきたいと考えています」と挨拶がありました。

相談支援体制について

今年の四月から障害者総合支援法が施行され動き出しました。

今年の通常国会では障害者差別禁止法が制定される予定です。

そして昨年の四月から障害者自立支援法等一部改正（整備法）の施行により相談支援の内容が大きく変わりました。

「さわやか」新聞編集部

それは市町村に基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を強化する為です。もう一つは支給決定プロセスの見直しです。

（図②参照）

北九州市のヒヤリングが無事に終了

四月十日（水）十時三十分より北九州市役所本庁舎十五階の十五B会議室にて北九州市障害者小規模共同作業所補助金等の平成二十四年度実績報告書及び平成二十五年度交付申請書の提出及びヒヤリングがありました。定刻より少し早く席に着き毎年の事ながら緊張しつつ、係りの方の到着を待っていました。

アプラン）の対象者を大幅に拡大する事です。

「北九州市 基幹相談支援センター」

の役割とは

相談支援体制を強化するために昨年の十月に北九州市基幹相談支援センターを設置し、以前の障害者地域生活支援センターでは出来なかつた事を行う事で、新たな試みを行っています。

一つは障害に関するよろず相談窓口を置く事で身体的・知的・精神の三障害だけではなくて発達障害や難病、触法障害者等の相談を受けられるような窓口にしたいと考えています。

もう一つは自宅や地域で訪問相談を受ける体制を取る事です。

ました。

そして保健福祉局障害福祉部障害福祉課、主任の枝松孝氏により監査がはじまりました。

帳簿や領収書等をひとつ、ひとつ丁寧に監査をしていただきます。

小倉両事業所とも無事に終了しました。

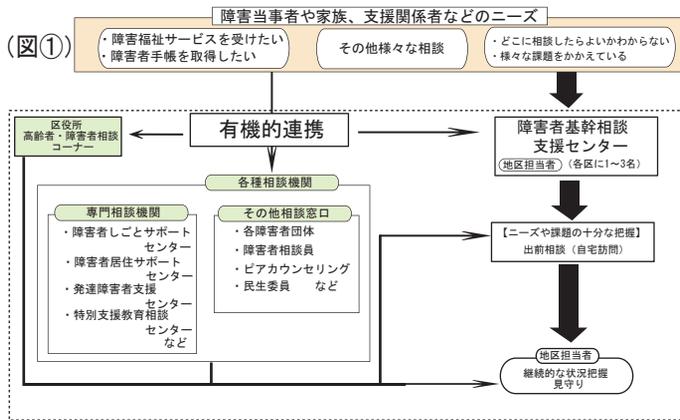


それを受けて北九州市を二十四の地域毎に分けて担当者を設置して支援していただきます。

相談窓口の連携を

どのように考えているのか北九州市障害者相談支援センターを設置して、全ての問題が解決し、支援が出来ると思つていません。

今までの相談窓口や相談機関はそれぞれ専門性がありますので、連携を取っていきましょう。（図①参照）



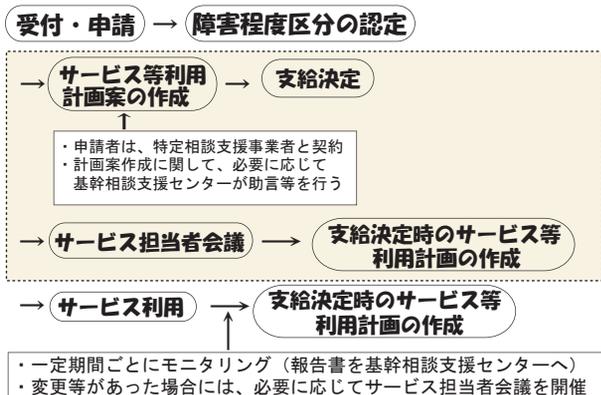
（図①）

支給決定のプロセスがどう変わるの

- ① 一般相談支援
 - ② 特定相談支援
 - ③ 障害児相談支援
- があります。

（図②）

【支給決定プロセスの見直し】



その中から、特定相談支援について説明します。特定相談支援の中の計画相談支援は指定特定相談支援事業者（ケアマネージャー）及び、指定障害児相談支援事業者が、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害児者等に対して希望する生活が出来るように支援する為の課題を把握したうえで利用者の意向に基づき、サービス等利用計画（ケアプラン）を作成します。

市は指定特定相談支援事業者（ケアマネージャー）等が作成したサービス等利用計画（ケアプラン）をよく考えて、支給決定を行います（裏面につづく）



更新時に支給決定が希望通り反映されているか

初めに障団連の林芳江氏より「障害程度区分認定の更新時に支給決定が希望通りに反映されているのですか。」

(前面よりつづき)
その為に、一定期間ごとに見直しをします。見直し期間が決まっていますので必要であれば変更してサービスを増減する事も可能です。利用者等の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービスの利用が出来る仕組みが動き出しています。最後に、法律改正を受けまして、平成二十四年度に基幹相談支援センターやサービス等利用計画が始まったばかりですので皆様方に協力して頂きながら作っていかねばいけないと思いませんと話されました。引き続き意見交換会に入りました。

また、支給決定時に希望していないのに支給額が変わっている事があります」と話されました。

それに対して坂元課長より「現在、サービス等利用計画を作っている段階で、相談支援利用者ニーズや希望を聞きながら、作っていきます。」

また今の障害程度区分認定には更新がありません。

更新時に以前と本人の身体や周囲の支援状況が変わっている場合もあります。それを踏まえて障害程度区分認定を行っています」と回答されました。

また、列島会の中村氏は、「障害程度区分認定で、区

新年度を迎えて

ひと言とあいさつ

事務局長 高原 由美

新緑の候 皆様におかれましてはいつも「さわやか」にご協力をいただきまして感謝申し上げます。

新年度を迎えまして、ご挨拶を申し上げます。

平成二十四年度の事業も桜の開花と同時に無事に終了し、この新聞の表面にもある通り、北九州市からの身体障害者小規模作業所補助金の精算と新年度の申請の作業が終わりました。

分6の人が、六十五歳になったら介護保険に変わり、今まで自宅で過ごすことができなくなると、施設に入らなくてはならないような事例がいくつもあります。

画一的なサービスの提供になるのではないかと心配しています。北九州市ではどのように考えているのか教えてほしいです」と質問がありました。

坂元課長より「相談支援事業は始まったばかりで、ケースも数多くないので、皆様方からたくさんのご意見を頂きたいと思っています。法律や制度は変えがたい部分もありますが、その中でも変えられる部分があれば、

分6の人が、六十五歳になっ

変える努力をしたいと思っています」と述べられました。

続いて視覚障害者友好協会の高橋氏より「現在、障害福祉サービスを受けていて六十五歳になれば介護保険に切り替わった場合に障害福祉の継続部分と介護保険認定部分とが、かけ離れていると思います」と話されました。

介護保険で賄えない部分は

障害福祉サービスを利用

それに対して坂元課長より「六十五歳になると介護保険サービスを受けると優先されます。」

しかし、例えば今まで障害福祉サービスを受けられ

事になると思いますので、よろしく願います。

このように、いつも行事や仕事に追われている私ですが、ボランティアの皆様や、「さわやか」を支えてくださっている皆様に感謝の気持ちを忘れることはありません。

これからも皆様の叱咤、激励をいただきながら、理事長を支え、縁の下の方となつて「さわやか」の事務局長として、頑張っていきます。よろしくご指導いただけますようお願い致します。



ている方が、その同じサービスを紹介で賄えない部分は引き続き障害福祉サービスを利用する事が出来ますので区役所などに相談してください」と話されました。

他にも多くの意見が出され、最後に竹田氏より「今後でも、少しでも課題を良くしてもらう為に皆さんと一緒に考えていきたいと思えます」と話され、研修会は二十時三十分を終了しました。

小倉事業所

貞谷 希望

新年度を迎え、すでに「さわやか」にとって大切な予定がたくさん入っているのですが、それに向けて頑張ります。また昨年からは、さわやかあるこうかいを発足しましたので、今年も企画して歩く楽しさを感じられると、うれしいです。

まだまだ未熟な私ですが、先輩方のご指導を頂き、いろいろな事にチャレンジしながら成長したいと思っておりますので宜しくお願い致します。